

横浜市精神障害者生活支援センター施設指定管理者公募に係る質問と回答

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】	公募要項
【ページ】	別紙2 2ページ
質問1	最低賃金の上昇や人事委員会等が公表する変動率に影響を受けない、法人が独自に定める人事給与制度に基づき給与を支給している常勤職員・非常勤職員人件費については、「賃金水準スライドの対象となる人件費」に該当しないと考えてよろしいか。
回答1	賃金水準スライドでは、人件費のうち給与など、賃金水準の変動によって直接的な影響を受けるものを制度の「対象となる人件費」とし、直接的な影響を受けないものを「対象外の人件費」とします。 各団体によって手当等、取扱いは異なるため、一律の基準により厳格に規定することは難しいため、自らの団体の実情に応じて区分することになりますが、一例として以下のような考え方があります (・対象となる人件費：給与・賃金、社会保険料 ・対象外の人件費：通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金、退職給付引当金繰入額)
【資料名】	公募要項
【ページ】	別紙2 2ページ
質問2	「賃金水準スライドの対象となる人件費」に該当する人件費が存在しない場合、提出書類(エ)を提出する必要があるかどうか。
回答2	回答1を参照して御提出ください。
【資料名】	応募関係書類
【ページ】	様式2
質問3	賃金水準の変動による影響を受けない人件費については、必要額を積算し、収支予算書に記入することを求められているが、給与表等、その根拠となる資料について提出が必要か。
回答3	指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて御提出ください。

【資料名】 応募関係書類 【ページ】 コ・サ	
質問 4	<p>収支について</p> <p>指定管理料の積算及び収支状況等についての記載において、根拠となるものは、資金収支計算書ベースでよいでしょうか。公益財団法人の計算書類は損益ベースの収支計算書が正式ですが、毎年度の指定管理料の積算においては、資金収支計算書ベースで行っています。</p>
回答 4	<p>公益財団法人の場合、原則、正味財産増減計算書（損益計算書）及びキャッシュフロー計算書（資金収支計算書）に基づきそれぞれの収支状況を作成していただきます。</p> <p>なお、公益財団法人の財務諸表として、正味財産増減計算書（損益計算書）及びキャッシュフロー計算書（資金収支計算書）のほか、貸借対照表、財産目録、附属明細書、財務諸表の注記を直近3年分御提出ください。</p>
【資料名】 公募要項 【ページ】 別紙2 2ページ	
質問 5	<p>賃金スライドの基礎単価の区分について臨時雇用職員等の基礎単価を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託管理職員 ・嘱託職員 ・パート職員 <p>という3区分で設定することは可能でしょうか。</p>
回答 5	<p>回答6を参照して御提出ください。</p>
【資料名】 公募要項 【ページ】 別紙2 2ページ	
質問 6	<p>臨時雇用職員は、無休化対応アルバイトの他、調理アルバイトは含まれるのでしょうか？その際の基礎単価や配置予定人数はどのように換算するのでしょうか？</p>
回答 6	<p>対象となる人件費の考え方については、回答1を参照してください。</p> <p>配置予定人数は、雇用総人数ではなく年間の人工（にんく）を指します。したがって、実際に施設で働く総人数ではなく、その業務を行うための人数を数えてください。場合によっては、小数点以下になることも考えられます。</p> <p>例えば、上半期に1名、下半期に1名の雇用だった場合は、1年あたりの配置予定人数は2名ではなく、1名として数えてください。</p> <p>1名の職員が複数事業を担当している場合、A事業は0.5名、B事業は0.5名として数えることも考えられます。</p>

【資料名】 応募関係書類	
【ページ】 様式 賃－1	
質問 7	基礎単価は平均月収か、平均年収か、どちらで記載するのでしょうか？
回答 7	様式賃－1 記載の通り、一人一年あたりの金額で記載してください。
【資料名】 応募関係書類	
【ページ】 様式 2	
質問 8	指定管理料提案書（収支予算書）の10年分の人件費は、この賃金スライドの反映は特に考えずに、法人の規定で換算して作成するのでよいのでしょうか？
回答 8	その通りです。